

# 上宇部校区社会福祉協議会合同昼食会 (配食サービス) 実施助成金交付要領

上宇部校区社会福祉協議会（以下「校区社協」という。）は、高齢者の長寿を祝い、末永い健康を祈ることを目的とし、配食サービス時に合同昼食会を実施した自治会に対して、助成金を交付する。

## (対象事業)

配食サービス時に、合同昼食会の実施に対し助成する。

## (運 営)

事業の実施は、自治会単位となるが、複数の自治会で実施してもよい。

## (対象団体)

自治会内に居住する75歳以上の独居の高齢者を対象とする合同昼食会。

## (助成内容)

助成金（5,000円/1自治会）を交付する。

## (助成の申請)

助成の申請を行う自治会長は、上宇部校区合同昼食会（配食サービス）実施助成金交付申請書（様式1号）を校区社協会長に二週間前までに提出する。

## (助成金の受領)

申請を受けた校区社協会長は、速やかに助成金の用意をし、合同昼食会実施日前日までに、上宇部ふれあいセンターで交付する。

この際、自治会長は、校区社協会長に上宇部校区合同昼食会（配食サービス）実施助成金受領証（様式2号）を提出するものとする。

また、自治会長は、事業終了後、上宇部校区合同昼食会（配食サービス）実施報告書（様式3号）を提出する。

## 附則

この要領は、平成29年6月14日から施行する。